



美郷町 犯罪被害者等見舞金のご案内



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

犯罪行為により被害を受けた方やご遺族の経済的負担の軽減を図るための見舞金です

(対象となる犯罪被害)

国内で発生した故意の犯罪行為により、死亡、重傷病、精神疾患または性犯罪被害を受けた方で、次の2要件に該当する方（令和8年6月16日以降に発生した犯罪被害。過失犯は除く）

- 1 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、美郷町内に住所を有する犯罪被害者の方またはご遺族
- 2 警察へ被害届等を提出しており、警察が犯罪被害を把握している

(見舞金の種類、金額、対象者)

種類	金額	対象者
遺族 見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなった方の第1順位のご遺族 (下※1を参照)
重傷病 見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った被害者の方 (療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの)
精神療養 見舞金	5万円	犯罪行為により精神疾患を負った被害者の方 (療養期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)
性犯罪被害 見舞金	10万円 または5万円	性犯罪の被害者の方 (10万円:「不同意性交等、監護者性交等、不同意わいせつ等致死傷」、5万円「不同意わいせつ、監護者わいせつ、未遂罪(不同意性交等または監護者性交等)」の被害)

※1 以下の①～⑪のうち最も数字の小さいご遺族が対象となります。なお、原則として、第1順位のご遺族が遺族見舞金の申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることができません

(1) ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の方の、②子、③父母、④孫、
⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

(3) (2)に該当しない犯罪被害者の方の、⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※2 大きい額の見舞金の対象者となる場合は、その見舞金の対象者として申請できます

(申請期限)

対象となる犯罪被害を知った日から 2 年以内（犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは申請できません）

(申請に必要な書類等)

- ・ 給付申請書・同意書（申請内容について、警察等の関係機関に照会することに同意が必要です）
- ・ 請求書（給付決定があった場合）
- ・ 添付書類（診断書、死体検案書、住民票等で見舞金の種類により違います ※給付申請書裏面参照）
- ・ 受給代表者決定申出書（遺族見舞金に該当する場合で同順位の受給資格者が複数いる場合）

(給付しない場合、給付決定の取り消し・見舞金の返還)

- 1 以下に該当するような場合は、給付しない場合があります
 - ・ 犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者との間に婚姻関係（事実上の婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む）又は親族関係（3 親等内）がある場合（ただし、被害者が 18 歳未満の者を監護していた場合を除く）
 - ・ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合
 - ・ 犯罪被害者又は第 1 順位遺族が暴力団員等である場合
 - ・ 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められる場合 など
- 2 給付決定後に、給付要件に該当しないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認めたとき、条例第 9 条（支援を行わないことができる場合）に該当すると町が判断した場合は、給付決定を取り消します。既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

(申請・相談窓口)

ご不明な点や詳細は、下記にお問合せください。直接問合わせしづらい場合は、島根被害者サポートセンターといった支援機関を通じたお問合せも可能です。

美郷町 総務課防災危機管理室 防災係
電話 0855-75-1211（平日 8:30～17:15）
〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕淵 168



美郷町公式 HP「犯罪被害にあわれた方等の支援」